

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業  
実施方針（案）に関する質問への回答

令和2年10月30日

大分市

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
1	2	1	1-1	(4)						事業の対象となる公共施設等	防災備蓄倉庫や非常用電源設備などの防災機能については、貴市における災害対応の考え方によるところが大きいと、すべて応募者に委ねるのではなく、要求水準では可能な限り具体的に、防災機能の要件について仕様を規定していただけますでしょうか。	防災機能(防災備蓄倉庫、非常用電源設備)の詳細は、要求水準書(案)をご参照ください。
2	2	1	1-1	(4)	1)				①	地域振興施設	本道の駅は防災道の駅として申請する可能性があるか?その際に設計に反映させる必要な要件はあるか?	「防災道の駅についてはまだ具体的な登録要件等が公表されておりません。したがって、申請の可能性は未定です。
3	2	1	1-1	(4)	2)					国整備施設	国土交通省が整備し、本事業において事業者が維持管理業務を行う予定の施設につきまして、国側の瑕疵担保期間と範囲はどのような取り決めとなっておりますでしょうか。	国整備施設の建築物及び建築設備に関する保守管理は国が行います。国整備施設に関して補修や修繕等が必要になった場合は、本市と国が協議してその対応を行う予定です(本事業対象外)。
4	3	1	1-1	(7)		ア	a)			設計業務	本事業における設計業務については、開発許可の業務についても含まれると考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	4	1	1-1	(7)		ア	b)		③	展示車両の移設・修復業務	展示車両の移設・修復業務はどの程度かお示し下さい。展示することのみを目的としてよろしいでしょうか?	前段: 展示車両の移設・修復業務の詳細は、要求水準書(案)及び資料14「車両の移設に伴い想定される業務内容」をご参照ください。 後段: 展示を目的としていますが、車両内を乗車体験できるよう、安全設備を付帯する必要があります。
6	4	1	1-1	(7)		ア	b)		③	展示車両の移設・修復業務	車両内外装の修復、復元はどの程度なのか具体的な方法・仕様をご指示願います。 可能な限りの復元と説明会でありましたが、建設業務で対応可能な範囲(座席の補修、外装の塗り替えなど)と想定して良いでしょうか。	展示車両の移設・修復業務の詳細は、要求水準書(案)及び資料14「車両の移設に伴い想定される業務内容」をご参照ください。
7	4	1	1-1	(7)		ア	b)		③	展示車両の移設・修復業務	備考にて、展示車両内外装を修復、復元のうえ、本施設へ移設する、とありますが、修復・復元の程度や仕様については、要求水準で示されるとのことで宜しいでしょうか。また、修復・復元については、専門業者によるものではなく、建設企業などが対応できるレベルと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、要求水準書(案)及び資料14「車両の移設に伴い想定される業務内容」をご参照ください。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
8	4	1	1-1	(7)		ア	b)		③	展示車両の移設・修復業務	展示車両の移設、修復を行う企業は事業者側で自由に決定できる認識でよろしいでしょうか。また、修復を想定している事項についてご教示願います。	前段:お見込みのとおりです。 後段:展示車両の移設・修復業務の詳細は、要求水準書(案)及び資料14「車両の移設に伴い想定される業務内容」をご参照ください。
9	4	1	1-1	(7)		ア	c)		③	展示車両保守管理業務	展示車両保守管理業務において、保守管理のレベル感については、要求水準書で示されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、要求水準書(案)をご参照ください。
10	4	1	1-1	(7)		ア	c)		⑥	警備保安業務	運営業務が維持管理業務を兼ねて担う可能性がございますが、警備業務には資格が必要となるため、保安業務に変更いただけないでしょうか。	原案どおりと致します。警備保安業務の詳細は、要求水準書(案)をご参照ください。
11	4	1	1-1	(7)		ア	d)		③	地域振興業務	「本市の地域振興や農業・観光振興等に資する方策を企画し、運営(実施)する業務」とのことですが、現時点で貴市が想定するイメージをご教示ください。	地域振興業務の内容は、要求水準書(案)をご参照ください。詳細は、事業者の提案によるものとします。
12	5	1	1-1	(7)		イ	a)			国整備施設の維持管理	国整備施設の維持管理についても本事業範囲に含まれていますが、維持管理の方法等については「本施設」と一体で管理できるレベルであり、応募者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	維持管理業務の詳細は、要求水準書(案)をご参照ください。
13	5	1	1-1	(8)						自主事業について	独立採算事業として実施する自主事業については、必ずしも運営期間を通じて同一のものを継続する必要はなく、社会情勢や利用者ニーズに応じて、適宜変更することは可能と考えて宜しいでしょうか。また、施設供用開始と同時にすべてではなく、段階的に実施していく提案も認められますでしょうか。	前段:お見込みのとおりですが、提案書提出時において、自主事業の実施方針の概要を提案してください。また、事業契約締結後、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成、本市へ提出してください。 後段:認めます。
14	5	1	1-1	(8)						自主事業について	自主事業の実施方針の作成・提出は、提案書提出前ではなく、事業者選定後に行えばよいとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、提案書提出時において、自主事業の実施方針の概要を提案してください。
15	5	1	1-1	(8)						自主事業について	あらかじめ事業期間全体における実施方針を作成し、本市へ提出する旨記載されておりますが、提案書提出前に自主事業の実施方針を提出し、承認を得た上で提案書に記入できる認識でよろしいでしょうか。 また、自主事業については運営開始までの期間において事業者側で自由に提案、変更(提案書記載内容について)を行うことは可能でしょうか。	前段:お見込みのとおりです。実施方針(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。 後段:毎事業年度の業務計画書に自主事業の実施計画(収支計画を含むもの)を記載するとともに、自主事業の実施段階において、本市へ事業計画を提出し、承認を得るものとします。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
16	5	1	1-1	(9)						提案施設について	提案施設について提案を予定する事業者は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議することとありますが、応募者が個別に関係課を訪問する形を想定されていますでしょうか。(提案内容にもよりますが、本件担当課も同行していただいたほうが、円滑に協議ができるものと思料します)	個別対話等での確認を行っていただくことを想定しています。また、必要に応じて、本市関係課等と協議を行ってください。本市関係課等との協議にあたっては、あらかじめ本件担当課に連絡してください。
17	5	1	1-1	(9)						提案施設について	提案施設の所有は貴市もしくは事業者どちらになりますでしょうか。	本市です。
18	5	1	1-1	(10)						付帯施設(付帯事業)について	「本公共施設と付帯施設は分棟を基本とし、1敷地1建物の原則に配慮」とありますが、敷地は字にて別れているのでしょうか。敷地分割するのでしょうか？	敷地は分筆します。なお、本施設部分の土地と、付帯施設部分の土地について、土地の分筆を行うために必要な一切の作業(測量並びに図面及び書類作成等)は事業者が行うこととし、かかる費用も事業者が負担することとします。
19	5	1	1-1	(10)						付帯施設(付帯事業)について	付帯施設として、グランピング施設・BBQ・コテージなど設備の設置は可能でしょうか？	詳細は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議のうえ、同意を得てください。
20	5	1	1-1	(10)						付帯施設(付帯事業)について	付帯施設は貴市への引渡しをせず、事業者側で所有するという理解でよろしいでしょうか。その場合、SPCではなく付帯事業を行う者が施設を保有するという理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
21	5	1	1-1	(10)						付帯施設(付帯事業)について	提案を予定する事業者は事前に提案内容について本市関係課等との協議のうえ、同意を得る旨記載されておりますが、付帯施設として認められる範囲及び基準についてご教示願います。	付帯施設は、本公共施設の整備・運営等に係る事業の実施に資する事業で、本公共施設の用途及び目的を妨げない範囲とします。用途・規模は、事業者の提案によるものとしますが、現時点では、次の用途として使用することができないものと考えます。詳細は、入札公告時に提示します。 ①風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、公序良俗に反する用途及びその他街区の品位や価値を損なう用途。 ②騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等、周囲に迷惑を及ぼすような用途。 ③以下の団体等による利用。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条に規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体。 ・法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力。 ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。 ④その他、社会通念上、公共施設と並存することが不適当な用途
22	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	SPC管理経費については、サービス対価に含まれるという理解でよろしいでしょうか。SPC管理業務はSPCを安定的に管理・運営するのに必要な業務であり、運営リスクを負うべきではないと考えますので、上記費用はサービス対価としてお支払い頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。
23	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	設計業務に係るサービス対価は、設計業務が完了した月の翌月にお支払いいただけませんか。	詳細は、入札公告時に提示します。
24	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	「費用負担のイメージ」表のうち、「非収益施設」・「光熱水費」が「-」とありますが、光熱水費は発生するものと考えます。非収益施設のため「市負担」と考えれば宜しいでしょうか。	非収益施設の光熱水費は、市又は国が直接、供給事業者等への支払いを行います。
25	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	「費用負担のイメージ」表のうち、「国整備施設」・「光熱水費」が「-」とありますが、光熱水費は発生するものと考えます。非収益施設のため「市負担」と考えれば宜しいでしょうか。	実施方針(案)に関する質問への回答No.24をご参照ください。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
26	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	「費用負担のイメージ」表における「ー」についてはどのような扱いを想定されておりますでしょうか。	実施方針(案)に関する質問への回答No.24をご参照ください。
27	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	「費用負担のイメージ」表のうち、「提案施設」については、「施設内容に応じて、収益施設、非収益施設のいずれかに区分する」とありますが、いつの時点で区分が決定となるのでしょうか。提案時点における事業収支にも影響するため、お考えをお示してください。	事業者は、提案施設の提案にあたっては、実施方針p.5に記載のとおり、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議を行う必要があります。収益施設・非収益施設の区分についても、当該協議において設定することを想定しています。
28	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	「費用負担のイメージ」表における「自主事業」のソフト事業について、公共が提供するサービスとして具体的にどのような事業を想定されているかご教示願います。	事業者の提案によるものとします。
29	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	※1において、収益施設として「事務室、倉庫」が含まれますが、これらは物販施設や飲食施設と一体利用のため、当該室自体からは収益は生まない場合も収益施設に区分されるということでしょうか。お考えをお示してください。	お見込みのとおりです。
30	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	※2において、非収益施設として「サイクルステーション、ランナーステーション、展望スペース」が含まれますが、これらは「無償利用」を前提とお考えでしょうか。(使い方によっては収益施設になる可能性があるものと思料します)	サイクルステーション、ランナーステーションのうち、ロッカー・シャワー等の有料利用が想定される設備については、市が直接、料金を収受します。展望スペースについては、無償利用を前提とすることを想定しています。
31	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	※4において、「特に収益施設の施設整備費については、全部又は一部を事業者の運営収入により賄うことを期待している」とありますが、収益施設の施設整備費の負担者・割合・負担方法については、あくまでも応募者提案であるとの理解で宜しいでしょうか。また、備考欄記載の「収益還元」は、上記と同義との理解でよろしいでしょうか?	前段:お見込みのとおりです。 後段:事業者が独立採算事業として実施する業務により、事業者の収入が提案時の想定を大きく上回り、当初期待した以上の事業収益を享受できた場合等において、その一部が本市に還元されることを期待しています。還元方法及び還元額については、事業者の提案によるものとします。
32	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	※4について「特に収益施設の施設整備費については、全部又は一部を事業者の運営収入により賄うことを期待している」について、事業者の裁量に任せるとのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	※5について事業者負担で整備する什器・備品、厨房機器等について、事業期間終了後に市に買い取って頂けるのでしょうか。または事業者側で撤去しなければならないのでしょうか。	収益施設の什器・備品、厨房機器等は、事業者の所有とし、事業期間終了時に全て事業者にて撤去ください。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
34	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	什器・備品、厨房機器等は、事業者の負担とさせていただきますが、市什器・備品、厨房機器等は事業者側で保有するという理解でよろしいでしょうか。その場合、SPCにリスクを残さない観点等の理由により、各業務請負・受託者での保有(購入若しくはリース)でも宜しいでしょうか。	前段：収益施設の什器・備品、厨房機器等は、事業者の所有とします。 後段：可能とします。
35	6	1	1-1	(11)						事業者の収入	建設・工事監理業務に係るサービス対価は、完了払、前払金により支払うとさせていただきますが、支払時期・支払金額の算出方法等の支払条件をお示しいただけますでしょうか。若しくは、支払条件の基となる貴市規則等はございますでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
36	6	1	1-1	(11)	2)					本市から支払うサービスの対価	「建設・工事管理業務に係るサービスの対価は、完了払、前払金により支払う」とありますが、施設整備費(工事金)を工事着手時と工事完了引渡後の2回で支払う予定と考えてよろしいのでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
37	6	1	1-1	(11)	2)					本市から支払うサービスの対価	前払金の支払いのタイミングは具体的にいつでしょうか？	詳細は、入札公告時に提示します。
38	6	1	1-1	(11)	2)					本市から支払うサービスの対価	建設・工事監理業務に係るサービスの対価としての前払金比率についてご教示願います。	詳細は、入札公告時に提示します。
39	7	1	1-1	(12)						施設貸付料	売上に関わらず還元方法及び還元額について事業者の提案は可能か？	可能です。
40	7	1	1-1	(12)						施設貸付料	入札に際して、施設貸付料の金額又はその計算方法をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書(案)をご参照ください。詳細は、入札公告時に提示します。
41	7	1	1-1	(12)						施設貸付料	貸し付ける施設面積の対象をご教示いただけないでしょうか。	収益施設の延べ面積を想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
42	7	1	1-1	(12)						施設貸付料	事業者の帰責ではない事象(新型コロナウイルス等の感染症拡大等)により利用者が減少した場合、施設貸付料は減免いただけないでしょうか。	現時点で施設貸付料の減免は想定していません。リスク分担の詳細については、入札公告時に提示します。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
43	7	1	1-1	(13)						光熱水費等の負担	供給事業者等との契約・支払いは、市又は国が行うとありますが、前述の「費用負担のイメージ」表において、事業者側の負担になる収益施設部分についても、当該光熱水費については一旦全額市が立替払いを行い、後日、市から事業者に請求がくる、との理解で宜しいでしょうか。	現時点では、そのように予定しています。
44	8	1	1-1	(14)				c		土地使用料	具体的な計算方法を教えてください。	要求水準書(案)をご参照ください。詳細は、入札公告時に提示します。
45	9	1	1-1	(16)	2)					事業契約	維持管理・運營業務委託契約を締結する特別目的会社(SPC)については、運營業務を実施する企業による単独出資のSPCでもよろしいのでしょうか。	実施方針に記載のとおり、代表企業及び構成企業の出資によりSPCを設立する必要があります。また、運營業務を実施する企業は、必ずSPCに出資する必要があります。運營業務を実施する企業が代表企業であり、その他の業務を実施する企業がすべて協力企業の場合、単独出資によるSPC設立が可能です。
46	9	1	1-1	(16)	3)					建物賃貸借契約	定期建物賃貸借契約を締結する事業者とは、特別目的会社(SPC)と考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。実施方針を修正します。
47	9	1	1-1	(16)	3)					建物賃貸借契約	建物賃貸借契約書は、貴市と本事業の維持管理及び運営を実施する特定目的会社(SPC)との間で締結するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。実施方針を修正します。
48	9	1	1-1	(16)	4)					事業用定期借地権設定契約	事業用定期借地権設定契約を市と締結する対象者は、付帯事業を実際に行う企業(付帯事業実施企業)であり、特別目的会社(SPC)ではないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	9	1	1-1	(16)	4)					事業用定期借地権設定契約	事業用定期借地権設定契約は、SPCではなく付帯事業を行う者と貴市との間で締結するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	12	2	2-3	(1)						入札参加者の構成等	建設・設計業務はSPCに出資(構成企業)を必要としないと思料しておりますが、協力企業の立場で良いでしょうか。	問題ありません。事業者の提案によるものとします。
51	12	2	2-3	(1)						入札参加者の構成等	本項以降でお示しの「構成企業」と「協力企業」の違いは、SPCへの出資の有無のみで、いずれもSPCから業務を直接受託または請け負う企業、という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。



実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
52	12	2	2-3	(1)					③	入札参加者の構成等	運營業務をSPC から直接受託する者は構成企業又は代表企業とならなければならないとございますが、運營業務以外の業務(建設業務等)を行う者のSPCへの出資は任意という理解でよろしいでしょうか。	運營業務を行う者及び代表企業以外のSPCへの出資は任意です。
53	13	2	2-3	(2)						業務実施企業の参加資格要件	「設計建設事業者及び事業者が設立するSPC」とありますが、設計・建設を担う企業はSPCへの出資(=構成企業)でなければならないということでしょうか。	運營業務を行う者及び代表企業以外のSPCへの出資は任意です。出資をする企業は、代表企業又は構成企業として位置づけてください。
54	13	2	2-3	(2)	1)			c		設計業務を行う者	公共施設(新築、増築又は改築)の基本設計業務及び実施設計業務の実績は、行政様との直契約が必要でしょうか？	お見込みのとおりです。
55	16	2	2-3	(4)						SPCの設立等	SPCは、貴市の要求水準に基づき非収益施設や国整備施設も含めて維持管理・運營業務を行うことのみを目的とする株式会社であり、あくまでも本事業の事業主体は貴市であることから、SPCに事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。	事業所税の課税対象か否かについては、契約の内容や収益の大小等により判断されます。
56	16	2	2-3	(5)						参加資格要件の確認基準日	「参加資格を確認後、契約締結日までの間に、構成企業、協力企業又は付帯事業実施企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、当該参加資格を欠いた構成企業、協力企業又は付帯事業実施企業は、入札参加グループの一員として認められない。」とありますが、貴市の事前承諾を前提に代替企業への変更は認められるとの解釈でよろしいでしょうか。	原則として、入札参加グループの各代表企業、構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業の変更は認められません。真にやむを得ない場合であって、構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とします。
57	16	2	2-3	(5)						参加資格要件の確認基準日	参加資格確認後、契約締結日までの間に、構成企業、協力企業または付帯事業実施企業が参加資格要件を欠くこととなった場合、代替企業を準備することで失格とならないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針(案)に関する質問への回答No.56をご参照ください。
58	20	4	4-1							立地に関する事項	市街化調整区域で開発許可が必要とありますが、今回の施設は許可が降りる想定としてよろしいでしょうか。	事業者は、開発許可を含む必要な許認可の手続きを実施してください。
59	20	4	4-1							立地に関する事項	本事業の実施あたり必要となる開発許可申請は事業者側で行うのでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	20	4	4-1							立地に関する事項	埋蔵文化財包蔵地ではないことから、調査等は一切行わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
61	20	4	4-1							立地に関する事項	本事業と並行して行う付替え工事と交差点改良工事の概要をご教示願います。あわせて、本事業工程を検討するにあたっての支障の有無についてご教示願います。	入札公告時に提示します。
62	20	4	4-1							立地に関する事項	本事業と並行して行う付替え工事と交差点改良工事を含めた関係者の打合せに事業者としての出席を求められる可能性がありますか。また、その費用についてはどのようにお考えでしょうか。	関連工事関係者との打合せ出席を含め、各計画・工事との整合を図るための費用は、予定価格に含まれます。
63	27	8	8-4	(8)						資料の閲覧	要求水準書(案)の閲覧期間について、実施方針公表の日～となっていますが、実施方針を令和2年10月下旬頃までに市のホームページで公表するとありますので、要求水準書(案)も10月下旬ごろから閲覧できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	27	8	8-4	(8)						資料の閲覧	要求水準書(案)は貴市ホームページにて公表いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	28 ～ 31									資料1: リスク分担表	「事前に予見できるリスク」と「予め想定し得ないリスク」に大別できると思料しておりますが、貴市との間に解釈の違いが生じた場合、個別に協議する方向で良いでしょうか。 「従来の施工(通常発注)」の変更協議と違う部分をご明示ください。	詳細は、入札公告時に提示します。
66	28									5.契約締結	議会の議決が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能リスクについて、議会については事業者が関与する余地がないと存じますので、事業者の分担外としていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
67	29									24.不可抗力	今般の新型コロナウイルスの影響等、同様の事態が発生した場合に営業自粛等が想定されますが、そうした場合の事業者側の追加費用負担、遺失利益等については、「24.不可抗力」条項に基づき処置するとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該項目の事業者側▲の負担の考え方についてご教示ください。	前段:具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。詳細は、入札公告時に提示します。 後段:▲は従分担であり、一部リスクを負うことを想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
68	30									55.維持管理・運営費用上昇	国整備施設の瑕疵担保期間終了後、その施設に補修等の必要性が生じた場合、市の指示により維持管理・運営業務にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	国整備施設の建築物及び建築設備に関する保守管理は国が行います。国整備施設に関して補修や修繕等が必要になった場合は、本市と国が協議してその対応を行う予定です(本事業対象外)。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	質問内容	回答
69										資料2: 位置図	「本公共施設計画地」測量図やレベル図はご提供いただけるのでしょうか？	要求水準書(案)及び添付資料をご参照ください。
70										予定価格	予定価格は公表いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業

実施方針(案)に関する意見への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	①	項目等	質問内容	回答
1	4	1	1-1	(7)		ア	b)		建設・工事 監理業務	展示車両の移設・修復業務については、通常の建設業者の 行っている業務範囲外になると思われます。本事業とは別で、 整備を考えていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 展示車両の移設・修復業務の詳細は、要求水準書(案)及び資 料14「車両の移設に伴い想定される業務内容」をご参照くださ い。
2	7	1	1-1	(11)	2)				本市から支 払うサービスの 対価	「維持管理・運営業務委託契約書に定める額を・・・定期的に支 払う」と記載されておりますが、毎年等具体的に記入されてはい かがでしょうか。	ご意見として承ります。支払い方法の詳細は、入札公告時に提 示します。
3	27	8	8-4	(8)					資料の閲覧	要求水準書(案)の閲覧について、資料の貸出を行わないとあ りますが、何らかの方法により、資料を持ち帰り、内容を精査さ せていただけないでしょうか。	電子データのみ貸与可能とします。
4	28								5.契約締結	議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能と なった場合のリスク負担は本市で全て行うべきと考えます。	ご意見として承ります。
5	28								10.法制度	法制度の「上記以外のもの」において本市で負担するべきリス クも発生する可能性があると考えます。	原案どおりと致します。詳細は、入札公告時に提示します。
6	29								22.第三者賠 償	上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償は本市が 全てリスク負担すべきと考えます。	協議によるものとしますが、事業者が加入する保険等により填 補されるものは、事業者が負担することを想定しています。詳細 は、入札公告時に提示します。
7	30								48.計画変更	費用の発生が伴った場合については本市がリスク負担すべきと 考えます。	費用の発生が伴わない軽微な変更は、事業者にてリスク負担 することを想定しています。
8										実施方針の公表時には、要求水準書(案)等についても公表さ れる予定でしょうか。応募者としては、実施方針以外の資料に ついて可能な限り早く公表していただけますと、先行して検討 が進められるため、ご配慮くださいますようお願いいたします。	前段:お見込みのとおりです。 後段:ご意見として承ります。